

議案第八三号

敷産買入について

左記の通り高勢川半族敷地として買入するものとする

記

- 一、買入地 三朝町大字川河内半土井ノ下 九七七ノ二宅地 二六坪
- 三朝町大字川河内半土井ノ下 九七七ノ三宅地 六九坪二〇
- 二、所有者 三朝町大字川河内 藤原政春

原案可決

昭和三十三年十月

十日提出

三朝町長

坂

出

雅

十日議決

天

野

兼

三朝町議事長

天

野

兼

